

構造NEWS

迅速で確実な構造審査

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件等の改正について

・令和元年房総半島台風の強風による建築物（屋根）被害を踏まえ、S46年建設省告示第109号、H17年国交省告示第566号、H12年建設省告示第1454号が改正されました。
（施行日：令和4年1月1日）
改正後の告示は、インターネット官報から閲覧できます。
<https://kanpou.nob.go.jp/20201207/20201207h00388/20201207h00388000f.html>

中部エリア5支店が連携して迅速な構造審査を実施しています！

・ERIではお客様のスケジュールを最優先に考え、中部5支店が連携して迅速で確実な構造審査を目指しています。



押印を求める手続の見直しに関するパブコメについて

・国交省では「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）」についてのパブコメを実施中です。意見のべ切り（12月16日午前0時）
<https://public-comment-eri.gov.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155200006&Mode=0>

WEB会議システムによる事前相談お受けします！

・ERIでは、WEB会議システム（GoogleMeet、zoom）による事前相談を実施しています。資料も画面上で共有できますので、印刷も不要です。詳しくは、各支店の構造担当者まで！
<https://www.j-eri.co.jp/news/new200406.html>

既存不適格の制限の緩和とは

店舗を増築したいんだけど、今の店舗が30年前の建物なんだ。建築基準法は大分変わっているようだし建て替えるしかないのかなあ・・・

既存建物の制限の緩和規定（法第86条の7）があるので、増築規模や構造により既存建物は一部の規定は既存不適格のままでもOKなんだ。

例えば、増築部分とExp.jで接続する場合は、既存建物は耐震性があれば大丈夫！（新耐震基準又は耐震診断基準に適合）但し、検査済証があるなど適法に建築されていることを確認する必要があるよ。

建物本体の耐震以外で構造的に注意すべき事項はどのようなものですか？

既存建物に特定天井がある場合は落下防止対策が必要だね。また、EV・ESがある場合は、地震時の脱落防止等が必要だよ。あと、特定緩勾配屋根がある場合は、割り増し後の積雪荷重に対する検討が必要だね。

法第86条の7の既存不適格の制限の緩和は、増築面積やExp.jの有無に応じて緩和規定が多岐に渡るため、建築基準法の中でも難解な法文と言われているよ。ERIでは既存不適格増築の建築確認も多く扱っているようだし、意匠の選及事項もあるので、まずはERIに相談するのが解決の早道だよ！

今度はオンライン相談も使ってみよう！

特定天井
（令39条第3項、告示771号第2）

落下防止措置
（告示566号第1第2号）
告示771号第3大臣認定

EV脱落防止等
（告示566号第1第一号）

特定緩勾配屋根積雪荷重の割増
（告示594号第2第三号）

長さ10m以上

編集後記

私の地元、佐久市には長野県小諸市から山梨県北杜市を結ぶ全長78.9kmのローカル線、JR小海線が走っています。途中の野辺山駅は標高1345mの地点にあり、普通鉄道駅としては日本で一番標高が高い駅となっています。海から遠く離れた小海線ですが「小海」「海瀬」「海尻」「佐久海の口」など「海」が付く駅がいくつもあります。その昔、八ヶ岳連峰で火山活動が活発だったころ、噴火堆積物が川が堰き止めて大きな湖ができ、それが海のように見えたことから、この地域には「海」が付く地名が多く残っているのだといわれています。千曲川渓谷に沿って走る小海線は四季を通じて風光明媚で、観光列車HIGH RAIL 1375もとても人気があります。【鉄オタの長野支店N】

